

総社市教育委員会告示第13号

総社市旧維新幼稚園跡地・旧維新小学校プール跡地利活用補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和8年8月24日

総社市教育委員会教育長 小 原 敏 彦

総社市旧維新幼稚園跡地・旧維新小学校プール跡地利活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旧維新幼稚園跡地及び旧維新小学校プール跡地の有効活用を推進するため、当該跡地を利活用しようとするものに対し、予算の範囲内において、総社市旧維新幼稚園跡地・旧維新小学校プール跡地利活用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 補助金の交付対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 旧維新幼稚園跡地
- (2) 旧維新小学校プール跡地

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 旧維新幼稚園跡地利活用事業公募型プロポーザル又は旧維新小学校プール跡地利活用事業公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定され、市との間で補助対象施設に係る使用貸借契約（以下「使用貸借契約」という。）を締結していること。
- (2) プロポーザルへの参加申込みの際に提出した提案書（以下「提案書」という。）に補助金を活用する旨及び補助対象経費の額を記載していること。

(交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、補助対象施設の敷地内において行う次に掲げる事業とする。

- (1) 附属建物等の撤去及び処分に係る事業
- (2) 樹木等の伐採及び処分に係る事業

2 交付対象事業は、補助金の交付決定後に着手し、教育委員会が指定する日までに完了しなければならない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費は、前条に規定する交付対象事業に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、各補助対象施設につき100万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、補助対象施設ごとに1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、教育委員会が指定する日までに、総社市旧維新幼稚園跡地・旧維新小学校プール跡地利活用補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る見積書及び内訳書の写し
- (2) 交付対象事業の内容が分かる図面、施工計画書その他の書類
- (3) 交付対象事業の着手前の現況写真
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書に記載する補助対象経費の額は、提案書に記載した補助対象経費の額（以下「計画額」という。）を超えることができない。

(交付決定等)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、総社市旧維新幼稚園跡地・旧維新小学校プール跡地利活用補助金交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、総社市旧維新幼稚園跡地・旧維新小学校プール跡地利活用補助金不交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の決定に際して必要な条件を付することができる。
(事業内容の変更等)

第8条 前条第1項の規定による交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付対象事業の内容を変更しようとするとき又は交付対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、総社市旧維新幼稚園跡地・旧維新小学校プール跡地利活用補助金変更（中止・廃止）承認申請書を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、変更後の補助対象経費の額は、計画額を超えることができない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、総社市旧維新幼稚園跡地・旧維新小学校プール跡地利活用補助金変更（中止・廃止）承認通知書により、当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、交付対象事業が完了したとき又は前条第1項の規定による廃止の承認を受けたときは、教育委員会が指定する日までに、総社市旧維新幼稚園跡地・旧維新小学校プール跡地利活用補助金実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る請求書、領収書その他支払を証する書類の写し

(2) 交付対象事業の着手前及び完了後の写真

(3) その他教育委員会が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 教育委員会は、前条の規定による報告の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、総社市旧維新幼稚園跡地・旧維新小学校プール跡地利活用補助金確定通知書により、当該交付決定者に通知するものとする。

(請求等)

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、総社市旧維新幼稚園跡地・旧維新小学校プール跡地利活用補助金請求書を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を支払わなければならない。
(交付決定の取消し等)

第12条 教育委員会は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 使用貸借契約又はプロポーザルに係る基本協定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 教育委員会は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずる場合は、総社市旧維新幼稚園跡地・旧維新小学校プール跡地利活用補助金交付決定取消（返還命令）通知書により通知するものとする。

(帳簿の保存)

第13条 交付決定者は、交付対象事業に係る帳簿及び証拠書類等を備え、当該交付対象事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。